

## 令和3年度熊本市交通事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本市交通事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

## 軌 道 事 業

	(補正前)	(補 正)	(計)
(3) 年 間 輸 送 人 員	7,955,000人	△ 630,000人	7,325,000人
1 日 平 均	21,795人	△ 1,727人	20,068人
(4) 主要な建設改良事業			
デジタルサイネージの導入	82,900千円	△ 5,830千円	77,070千円
多両編成車両に対応した施設改修	15,000千円	△ 15,000千円	0千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業収益	2,117,243千円	△ 52,194千円	2,065,049千円
第1項 営業収益	1,367,553千円	△ 96,509千円	1,271,044千円
第2項 営業外収益	736,954千円	34,940千円	771,894千円
第3項 特別利益	12,736千円	9,375千円	22,111千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 軌道事業費用	2,212,610千円	△ 62,351千円	2,150,259千円
第1項 営業費用	2,170,780千円	△ 55,311千円	2,115,469千円
第2項 営業外費用	36,578千円	△ 7,040千円	29,538千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額424,078千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,418千円、過年度分損益勘定留保資金328,673千円及び当年度分損益勘定留保資金48,987千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額487,942千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,448千円、過年度分損益勘定留保資金344,338千円及び当年度分損益勘定留保資金91,156千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的収入	907,644千円	△ 71,654千円	835,990千円
第1項 企業債	536,000千円	△ 5,300千円	530,700千円
第2項 国(県)補助金	129,033千円	11,483千円	140,516千円
第3項 工事受託金	48,400千円	△ 19,300千円	29,100千円
第4項 他会計補助金	194,211千円	△ 58,537千円	135,674千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的支出	1,331,722千円	△ 7,790千円	1,323,932千円
第1項 建設改良費	883,543千円	△ 5,668千円	877,875千円
第2項 企業債償還金	329,179千円	△ 2,122千円	327,057千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位:千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	536,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件による。また、銀行その他の債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することもある。	530,700	補正前に同じ		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,184,315千円	△ 30,745千円	1,153,570千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	496,200千円	△ 2,100千円	494,100千円

熊 本 市 長 大 西 一 史